

## 福島県以外の学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準値の 早期設定と測定地点の増設を求める意見書

東日本大震災の影響により、東京電力福島第一原子力発電所においては、炉心溶融などの大事故が発生した。事故による放射性物質の放出は広域的な被害をもたらしており、本市においても大気等から放射性物質が検出されている状況にある。

各都道府県においては、文部科学省から委託された「環境放射能水準調査」などにより、大気中や地表近くの放射線量、水道水や降下物（塵や雨）等に関する放射線等の調査を実施・公表しているが、放射線量の安全基準が明確でないため、児童・生徒の保護者等からは、放射線の影響を懸念する声が数多く寄せられ、不安と混乱を引き起こしている。

国は、福島県内の学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等の利用判断における暫定的考え方や児童・生徒等が学校・幼稚園・保育所等において受ける線量低減に向けた当面の対応を示すにとどまっており、いまだに福島県外の学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準等については示していない。

また、「環境放射能水準調査」は測定地点が各都道府県で1カ所と少なく、測定地点から離れた場所での放射線量を推定することが困難な状況であることから、測定地点を増設し、きめ細やかな調査を早急に実施することが求められている。

については、次代を担う子どもたちが安心して学校等での生活を送ることができるよう、下記について強く要望する。

### 記

- 1 学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準値を早急に設定すること。
- 2 安全基準値を超えた場合の対応策を示すとともに、その対策等に要した費用については、国が全額負担すること。
- 3 「環境放射能水準調査」の測定地点を複数増設すること。また、増設に要する経費についても、国が全額を負担すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月1日

宇都宮市議会

内閣総理大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
衆・参両院議長

} あて